

【死亡届】届出時・届出後の手続き一覧

火葬許可証

※すべての手続きが完了するまで、担当者にご提示ください

《尾花沢市役所 市民税務課窓口》

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号 ☎0237-22-1111

確認	手続きするもの(持ってくるもの)	内 容	担 当
	死亡届書(死亡診断書)	病院等で医師が記載したものがが必要です。 ※死亡届受理後は届書をお返し出来なくなります。 事前に死亡診断書部分のコピーをおとりください。	市民税務課 市民年金係
	住民異動届・世帯主変更届	世帯主が亡くなったときは、 新世帯主を指定してください。	
	印鑑登録証	登録証を返還してください。	
	国民健康保険被保険者証・各種医療証	保険証や医療証などを返還してください。	
	後期高齢者医療被保険者証・各種医療証		
	介護保険被保険者証・各種医療証		
	身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳等を返還してください。	
	重度身障がい者医療証等	保険証や医療証等を返還してください。	
	社会保険・共済組合などの健康保険証 各種医療証等	勤務先、各種共済組合等へお問合せください。	
	葬祭費の請求 ____ 喪主 様 ____ 名義の通帳、認印	国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者が 亡くなったときはご相談ください。 (社会保険、共済組合等の場合は 勤務先、各種共済組合等へお問合せください。)	
	公的年金の届出(年金手帳、年金証書) _____ 名義の通帳	主に国民年金の手続きについてご案内します。 別紙をご覧ください。 (厚生年金、共済年金等に加入していた場合は 勤務先、各種共済組合等へお問合せください。)	
	介護保険給付費振込先変更届	振込先口座の変更手続きが必要です。	福祉課 介護福祉係
	市税等納税義務代表者(相続人代表者) 指定届出書兼固定資産現所有届	納税義務者が亡くなったときは、亡くなった日以降に 発付される通知書等を受領する納税義務代表者を 届けてください。	市民税務課 収納係 市税係 資産税係

死亡事項記載の戸籍発行可能予定日 ____ 月 ____ 日

※あくまでも予定です。混雑状況により前後する場合がありますのでご了承ください。

《マイナンバーカードは返還不要です。しばらくの間保管してください。》